明治二十五年三月三十一日　第三種郵便物認可

9　平成三十二年度分の固定資産税について附則第十九条の二の二第四項の規定により読み替えて適用される附則第十七条の二第一項の規定の適用を受ける土地に対して課する平成三十二年度分の固定資産税に限り、第四百九条第一項の表は、次のとおり読み替えるものとする。

土地の区分	年度	価格
一　附則第十九条の二の二第四項の規定により読み替えられた附則第十七条の二第一項の表（以下この表において「第一項の表」という。）の第一号に掲げる土地	平成三十二年度	当該土地に係る平成三十一年度分の固定資産税の課税標準の基礎となつた価格を附則第十九条の二の二第四項の規定により読み替えられた附則第十七条の二第一項に規定する修正基準（以下この表において「修正基準」という。）により修正した価格
二　第一項の表の第二号に掲げる土地	平成三十二年度	当該土地に係る平成三十一年度分の固定資産税の課税標準の基礎となつた価格を修正基準により修正した価格
三　第一項の表の第三号に掲げる土地	平成三十二年度	当該土地の類似土地（附則第十七条第七号に規定する類似土地をいう。以下この表において同じ。）に係る平成三十一年度分の固定資産税の課税標準の基礎となつた価格を修正基準により修正した価格に比準する価格
四　第一項の表の第四号に掲げる土地	平成三十二年度	当該土地に係る平成三十一年度分の固定資産税の課税標準の基礎となつた価格を修正基準により修正した価格
五　第一項の表の第五号に掲げる土地	平成三十二年度	当該土地の類似土地に係る平成三十一年度分の固定資産税の課税標準の基礎となつた価格を修正基準により修正した価格に比準する価格

10　附則第十九条の二の二第五項又は第六項の規定により読み替えて適用される附則第十七条の二第二項の規定の適用を受ける土地に対して課する平成三十二年度分の固定資産税に限り、第四百九条第一項の表は、次のとおり読み替えるものとする。

土地の区分	年度	価格
一　附則第十九条の二の二第五項又は第六項の規定により読み替えられた附則第十七条の二第一項の表（以下この表において「第一項の表」という。）の第三号に掲げる土地	平成三十二年度	当該土地で田園住居地域内市街化区域農地（附則第十九条の二第一項に規定する田園住居地域内市街化区域農地をいう。）であるものに係る平成三十一年度分の固定資産税の課税標準の基礎となつた価格に比準する価格（田園住居地域内市街化区域農地以外の農地に係る固定資産税の課税標準の基礎となつた価格に比準する価格を除く。）
二　第一項の表の第五号に掲げる土地	平成三十二年度	当該土地で田園住居地域内市街化区域農地であるものに係る平成三十一年度分の固定資産税の課税標準の基礎となつた価格に比準する価格

11　平成三十二年度分の固定資産税について附則第十九条の二の二第五項又は第六項の規定により読み替えて適用される附則第十七条の二第一項の規定の適用を受ける土地に対して課する平成三十二年度分の固定資産税に限り、第四百九条第一項の表は、次のとおり読み替えるものとする。

土地の区分	年度	価格
一　附則第十九条の二の二第五項又は第六項の規定により読み替えられた附則第十七条の二第一項の表（以下この表において「第一項の表」という。）の第一号に掲げる土地	平成三十二年度	当該土地に係る平成三十一年度分の固定資産税の課税標準の基礎となつた価格を附則第十九条の二の二第五項又は第六項の規定により読み替えられた附則第十七条の二第一項に規定する修正基準（以下この表において「修正基準」という。）により修正した価格
二　第一項の表の第二号に掲げる土地	平成三十二年度	当該土地に係る平成三十一年度分の固定資産税の課税標準の基礎となつた価格を修正基準により修正した価格
三　第一項の表の第三号に掲げる土地	平成三十二年度	当該土地で田園住居地域内市街化区域農地（附則第十九条の二第一項に規定する田園住居地域内市街化区域農地をいう。以下この表において同じ。）に係る平成三十一年度分の固定資産税の課税標準の基礎となつた価格を修正基準により修正した価格に比準する価格（田園住居地域内市街化区域農地以外の農地に係る固定資産税の課税標準の基礎となつた価格に比準する価格を除く。）
四　第一項の表の第四号に掲げる土地	平成三十二年度	当該土地に係る平成三十一年度分の固定資産税の課税標準の基礎となつた価格を修正基準により修正した価格
五　第一項の表の第五号に掲げる土地	平成三十二年度	当該土地で田園住居地域内市街化区域農地であるものに係る平成三十一年度分の固定資産税の課税標準の基礎となつた価格を田園住居地域内市街化区域農地以外の農地に係る同年度分の固定資産税の課税標準の基礎とした価格に比準する価格
六　第一項の表の第六号に掲げる土地	平成三十二年度	田園住居地域内市街化区域農地であるものに係る平成三十一年度分の固定資産税の課税標準の基礎となつた価格を田園住居地域内市街化区域農地以外の農地に係る同年度分の固定資産税の課税標準の基礎とした価格に比準する価格